

「禹貢」解釈史(稿) その一

薄井俊 二

埼玉大学教育学部言語文化講座国語分野

キーワード: 禹貢、中国古代地理書

一 はじめに

「禹貢」は「今文尚書」の一篇であるが、「牧誓」や「康誥」などの諸篇が政令のような政治的文書であるのとは異なり、地理的に世界をどう捉えるかといった、いわば地理説を述べたものである。「禹の治水」という物語の形を借りつつも、編纂当時の地理的な知識に基づいて世界を捉えたものであり、「地理書」とよびうるものである。そして古代中国で作成されたものであれば、後の時代、中国世界が地理的に拡大してくると、「禹貢」に記載されている地理的な知識は、その時代のものとは齟齬が出てくることになる。地理書としての「禹貢」は、あくまで古代中国の地理説であり、後の時代にそのまま継承されうるものではなかった。

しかし、一方では、まぎれもない「経書」の一篇であり、中国前近代の、いわゆる「経学時代」にあつては、聖典として不可侵性を帯びたものであった。いわば、「地理書」としては妥当性を失っているが、「経典」として尊崇し、則り随うべきものだったわけである。「禹貢」がこうした矛盾とも言える性質を帯びていることを踏まえる

と、人々が、この書をどのようなものと捉え、解釈したかを明らかにすることで、当該時代の「経書」の尊崇の仕方やその程度、態度を明らかにすることができるのではないか。

そこで、本稿は、「禹貢」をどのようなものと捉えたのか、「禹貢」をどう解釈したのかという「禹貢解釈」の歴史的な変遷を追っていくことで、中国経学史、また中国思想史の一端を明らかにしようとするものである。

二 「禹貢」について

「禹貢」解釈の歴史を追う前に、先ず「禹貢」そのものについて、概説をおきたい。改めて「禹貢」の内容を解説し、さらに「禹貢」の成立について、諸説を検討する。

二一 「禹貢」の内容

「尚書」禹貢篇は、すべてで二一八一言からなる⁽¹⁾。それを、尹世積『禹貢集解』⁽²⁾の説に基づいて、項目立ててみると以下のようになる。

第一章 総綱【二二言】

第二章 九州【六六七言】

第一節 冀州（五七言）

第二節 兗州（六八言）

第三節 青州（六〇言）

第四節 徐州（七七言）

第五節 揚州（七九言）

第六節 荊州（九七言）

第七節 豫州（六一言）

第八節 梁州（七〇言）

第九節 雍州（九八言）

第三章 導山【八七言】

第一節 北条北境（三八言）

第二節 北条南境（二〇言）

第三節 南条北境（二三言）

第四節 南条南境（二六言）

第四章 導水【二四五言】

第一節 弱水（一三言）

第二節 黒水（一一言）

第三節 河水（五三言）

第四節 漾水（三九言）

第五節 江水（三三言）

第六節 濟水（三六言）

第七節 淮水（一四言）

第八節 渭水（二四言）

第九節 洛水（二二言）

第五章 総叙【五五言】

第一節 水治（二四言）

第二節 田賦（二〇言）

第三節 建官（三言）

第四節 敬徳（八言）

第六章 五服【八九言】

第一節 甸服（二九言）

第二節 侯服（二八言）

第三節 綏服（二六言）

第四節 要服（二三言）

第五節 荒服（二三言）

第七章 総結【二六言】

第一章「総綱」は、禹が大地を分けて九州の疆域を定めたといひ、禹の治水事業を巻頭に据えた、全体の「序文」となっている。これに呼応するのが、第五章の「総叙」と第七章の「総結」にあたる。いわば「序文」に対し「結びの文」が二箇所あることになる。この点は、後述する。

地理説を説いた「中間部分」は、中国の大地を九つに分けて、それぞれの「疆域」における土地の有り様を記した第二章「九州」、東西に走る四本の山脈を考える第三章「導山」、九本の河川を記した第四章「導水」、都を中心とした、同心円的な政治世界を描いた第六章「五服」がある。

第二章「九州」は、中国の大地を九つに区分したもので、シンメトリー性は全くない。こうした「九州説」は、「周礼」職方氏・爾雅「

積地・「呂氏春秋」有始篇に見られるが、州名に若干の出入があり、その先後関係は明らかではない。大地を「九つ」に区切る発想は、周の「井田制」のように、方形の大地を縦と横に三分割し、「中央」を「正東」「東南」「正南」「西南」「正西」「西北」「正北」「東北」の八面が取り囲むという構図がすぐに想起される。「大地は九面」の発想としては、こうしたシンメトリーなものが先にあつたものと推測される。のちに、現実の大地を捉える際にも、「九つ」に分けるのが自然である、ということになつたのではないか。

各州において記されているのは、象徴的な山岳や河川を境界とする「疆域」の範囲、そこで禹が施した治績、九段階の等級で表される農業用地としての「土質」とふさわしい「田賦」、貢ぎ物となる特産物、異民族からの貢ぎ物、都への貢道などである。「禹の治水」という「脚色」を取り払えば、ある特定の時代の「地理知識」に基づく「地理書」である。政治地理を含む「人文地理」的な地理説だといえる。そして、その地理説を「禹の治水」という物語で覆つていくわけである。

第三章「導山」は、国内の主な山岳について、連続する四本の山脈として記述する。「導」の字義が不詳である。第四章の「導水」の「導」は、まさに河川を誘導して疏通させることだろうが、「山を導」するとはどういうことか。「治水」のための「治山」であるとか、「山を順行した」とする解もある⁽³⁾。あるいは「導水」から「導」の文字を用いたに過ぎず、単に「山脈」を表現しただけかもしれない。

第四章「導水」では、神話的な河川である「弱水」と「黒水」が先ず置かれ、次いで最も長文で情報量が多い「河水(黄河)」が書かれる。その支流である「洛水」や、「江水(長江)」とその支流など

の九本が記される。

この二章は、山岳と河川を記したもので、中国全体の「自然地理」的な地理書であると言える。そしていずれも「導」の担い手として禹が想定されることから、先の「九州」とあわせて、ここで「禹の治水」物語は、一旦閉じることとなるのではないか。第五章の「総叙」の末尾にある禹の言葉「祇台徳先、不距朕行(祇しみて徳を台て先として、朕が行ひを距がざれ)」は、他の「尚書」の文体と類似しており、「尚書」の地の文をなしているように見える。つまり「禹貢」は、一度この段階で終結していたのではないか。

第六章は、同心円的な「方格」が重なつた地理説である。中心の都から遠ざかるほど、「非文明的」になつていくという、極めてモデル的な世界観である。中央の天子による「感化力」が周囲に及んでいくのだが、距離が遠くなるにつれてそれが薄れていくという発想を持つ。第二章・第三章・第四章が実際の中国の大地に即して考えられていたことは、世界の捉え方が異質のものである⁽⁴⁾。おそらく第一章から第五章まででまとまっていたものに、新たに第六章が附加されたのではないか。それゆえ、更に第七章の「総結」を加える必要があつたのだろう。第七章の末尾の「禹錫玄圭、告厥成功(禹玄圭を錫へ、厥の成功を告ぐ)」という文も、他の「尚書」の文体と類似する。

まとめると、「禹貢」の成立は以下のようなのであつたと推測される。すなわち、先ず素材となる地理説が考えられた。この段階では「九州」説と、「導山・導水」説があつた。それが、「禹の治水」というという物語で、まとめられ、また内容もそれに即して若干変更された。そして「禹」が登場する序文と跋文でまとめられた。次に「五服」

説が附加され、さらに、もうひとつの跋文が加えられて再度まとめられた、ということになる。

二二 「禹貢」の成書年代

いわゆる「経学的立場」からすれば、「禹貢」は、禹の時代に記されたことになる。少なくとも、孔子の手を経ていることが前提である。しかし、「史学的立場」により、「禹貢の成立年代」「成書時代」は、科学的検討を経た上で、様々に考えられてきた。そのあらましを記す。

(一) 民国以来の中国人学者の説

先ず民国以来の中国の学者の代表的な説を紹介する。

「禹貢」を夏禹の時代のものではなく、周代以降のものだとする説は、「古史辨」(一九二六年)や「禹貢半月刊」(一九三四年)の中で語られてきたが⁽⁵⁾、丁寧な考証に基づくものは、第二次大戦後に本格化する。

その初出は大戦前だが、傅斯年「論伏生所伝書二十八篇之成分」⁽⁶⁾は、「禹の九州」や禹貢所載の地名を検討した上で、「以文辭論、固絶不能為夏商及西周之書」であり、「若以為東周之書、可無謬焉」とし、「禹貢」の成書を「東周時代(春秋戦国時代)」とする。

顧頡剛「禹貢(全文注釈)」⁽⁷⁾は、秦始皇帝統一後の地名が「禹貢」に見られないことからそれ以前で、「禹貢」中に記載のある「震沢(太湖)」「衡山」「恒山」が前二八〇以前の戦国諸国の疆域であると考えられるとし、「禹貢」の成書を「前二八〇以前の前三世紀」とする。

屈万里「論禹貢著成時代」⁽⁸⁾は、先行する諸説を詳細に検討した結果「禹貢著成時代、最早不能前於春秋中葉、不会到戦国時代。它大概是春秋晚年晋国人所編的一篇理想的「体国経野」之書」であ

ると結論づけ、「春秋時代中葉」だとする。

尹世積『禹貢集解』⁽⁹⁾は、「近年の多くの学者は、禹貢は前三〇〇年頃の戦国時代の、儒家の仮託だろうとするが、その反証もないので、取りあえずそれに従う」とする。

辛樹幟『禹貢新解』⁽¹⁰⁾は、個人的推測として「西周的文、武、周公、成、康全盛時代、下至穆王為止」とする。

史念海「論「禹貢」的著作年代」⁽¹¹⁾は、徐州の貢道である洧水の開削が、前四八二年以降であると考えられること、九州と河川の流域が戦国時代諸国の形勢と近似すること、禹都は魏都であり、「禹貢」が梁惠王の事績との関係が考えられることなどをよりどころとして、禹貢の成書を、前三七〇年から前三六二年の間とする。

王成祖『中国地理学史』⁽¹²⁾は、辛樹幟の西周説に対し、「禹貢」にある雍州・賦制・鉄が西周にないこと、「禹」の名は「夏」に関わり「西周」ではないことから、西周説を否定。一方、戦国時代説のよりどころとされる、梁州・税制・鉄について、春秋時代後期にはあつたとし、更に「禹貢」が経書である「尚書」の一篇であることを元に、春秋時代後期の前五〇〇頃に、孔子の手によって書かれたとする。

李長傳『禹貢积地』⁽¹³⁾は、梁州の「鉄」、九州の名、九州の範圍(特に「梁州」があること)、九州・五服説などが、いずれも戦国時代のものであることをあげて、前三〇〇年前後の戦国時代成立説を採る。

唐錫仁・楊文衡『中国科学技术史 地学卷』⁽¹⁴⁾は、「禹貢」は禹に仮託されたものだが、幾分は史実を伝えているとする。成書については、王成祖・顧頡剛・史念海・辛樹幟らの諸説を紹介するに留めている。

最も新しい「禹貢」の専著である、高師第『禹貢研究論集』⁽¹⁵⁾は、

堯舜禹を歴史的事実と捉えているようで、舜帝が葬られたと伝えられている湖南省の九嶷山が荊州の衡山よりも南であることから、「禹貢」は舜帝以前の堯帝の時代が上限であるとされる。また「導山」の記事などから春秋中期以前の成立と結論づけている。

(二) 日本学者の説

次に日本の学者のものを紹介するが、こちらは、第二次世界大戦前のものを中心で、それ以後は、おおむねそれらを踏襲するものとなっている。

先ず小川琢治は「上古地誌としての禹貢と山海経の価値」⁽¹⁶⁾で、「山海経」との比較から、古代の未開人にとって奇怪な神話的事象はむしろ当たり前であり、「吾人は尚書の首の諸篇を以て儒家の手によつて上古の伝説を治国経世の主義に按排したものと考えざるを至当とし、禹貢に何等の異物怪神を見ないのは、其儒家の刪定を経たる結果」であるとし、「山海経」よりも「禹貢」が時代が下るとする。また「九州」の説について、「爾雅」釈地の九州にはなく、「禹貢」に見られる「梁州」について、「四川省の東北部を含む」とし、当該地域が「中国に属したのは、戦国秦恵王九年」に始まるものであることを指摘する。そして「爾雅」を「春秋晋又は戦国三晋人の手に成つたか、若しくは刪定せられたものであろう」とした上で、「尚書」が秦に伝わった後に、「梁州」が九州の一つに加えられたのでは無かろうかと推測する。

内藤湖南は「禹貢製作の時代」⁽¹⁷⁾で、「禹貢」の九州に「梁州」があり、この地を「今の四川、雲南地方」であるとした上で、それらの地が中国化したのは、秦の昭襄王の時だとする。土色に関することなども、戦国から漢初までの間に完成した「管子」などの中には、

これに類したことが含まれていることなど、「禹貢」と「類似し共通した他の材料は多くは戦国時代のものであるので、禹貢の中に時として戦国時代よりも古い材料を多少含んでいるとしても、その組み立てた時代並びにその中に含んでいる多くの材料は戦国時代以前にこれを上せることが難しいと考える」としている⁽¹⁸⁾。

宮崎市定は「古代中国賦税制度」⁽¹⁹⁾で「呂氏春秋」と「禹貢」の九州を比較し、前者にある「幽州」が後者ではなく、代わりに「梁州」が数えられていることに注目し、幽州を入れる「呂氏春秋」の説の方が禹貢の説よりも古いとし、禹貢の九州は呂氏春秋以後に於いて、梁州に近き地方で出来上がった学説である」とし、そこは「秦漢の都長安」であるという。また「禹貢」では九州のひとつ「雍州(関中)」が「厥田惟上上」と肥沃な土地だとしているが、この地が豊かになつたのは、いわゆる「鄭国渠」の開削以後であり、それは始皇帝の一〇年頃のことであるので、「禹貢」の編纂はそれ以後のことだとする。日野野丈夫は『アジア歴史事典』⁽²⁰⁾において、「要するに戦国時に当時の形勢に基づいて、統一帝国実現の夢を伝説の治水の英雄禹に結びつけて具体化した、擬古的な作品である」としている⁽²¹⁾。

注

- (1) 顧頡剛「禹貢(全文注釈)後掲注(7)や池田末利『尚書』(集英社、一九七一年)などは、江声「尚書集注音疏」卷三(「皇清経解」卷三九二)の説により、「九州」揚州に二字の衍字があるとする。また池田は、楊筠如「尚書覈詁」禹貢第三(「尚書類聚初集」(五)所収)の説により、「五服」甸服に一字の衍字があるとする。
- (2) 尹世積『禹貢集解』(上海)商務印書館、一九五七年。
- (3) 注(1)前掲顧頡剛書。

- (4) いわば、異なった世界観による地理説が、並存しているのである。古代の「地理書」においては、こうした異説並存はしばしば見られる。「淮南子」地形訓は、シンメトリーな「九州説」や河川誌など十三種類の地理説が並存しており(拙稿「淮南子地形訓の基礎的研究」『中国哲学論集』第一〇号、一九八四)、「漢書」地理志は、「禹貢」を含む地理的把握の歴史、「郡国表」による現在の漢王朝支配世界、あるべき姿としての風俗地理説の、三種類を並存させている(拙稿「中国古代の地理思想の思想的的研究」『中国—社会と文化』第四号、一九八九)。
- (5) 丁文江「論禹地水説不可信書」、顧頡剛「論禹治水故事書」(『古史辨』第一冊)や許道齡「從夏禹地水説之不可信談到禹貢之著作時代及其目的」(『禹貢半月刊』一卷四期)等。
- (6) 傅斯年(一九六〇)。中央研究院歷史語言研究所の創設に関わり、國立北京大學代理校長や國立臺灣大學校長を歴任した。「論伏生所伝書二十八篇之成分」は「中国古代文学史講義」の一節で、一九二八年の中山大学における講義ノート。刊行は、『傅孟真先生集』第二冊(一九五二年、台湾大学)が最初で、歐陽哲生主編『傅斯年全集』第二卷、湖南教育出版社、二〇〇三年)所収。
- (7) 顧頡剛(一九三〇)。中山大学、復旦大学等の教授を歴任。点校本「二十四史」の事業に関わる。「禹貢(全文注釈)」は、「禹貢」に詳細な注釈を施したもので、序文の中で「成書」問題を取り上げる。中国科学院地理研究所編『中国古代地理名著選読』第一輯、中華書局(香港)、一九六三年)所収。同書は、(学苑出版社、二〇〇五年)としてリプリントされた。なお、「禹貢」が戦国時代に作られたとする説は、簡略なものが「論今文尚書著作時代書(胡適宛)」(一九二六年)「古史辨」第一冊(樸社、景山書社、一九二六年)に既に見られる。
- (8) 屈万里(一九〇七〜一九七九)。上古典籍研究者。国立台湾大学教授、中央研究院歷史語言研究所研究院などを歴任。「論禹貢著成時代」は、「中央研究院歷史語言研究所集刊」第三十五本、一九五三年)所収。のち『書備論学集』(開明書店、一九六九年)に収載され、さらに『屈万里先生全集』十四(聯経出版事業公司、一九八四年)に収載。本論

文のエッセンスが、屈万里「先秦文史資料考辨」(『屈万里先生全集』四)にある。

- (9) 注(2)前掲。簡単な序文に、禹貢本文の注釈を施したもの。
- (10) 辛樹幟(一九四〇〜一九七七)。農業教育家、農業史学家。西北農学院院長などを歴任。「禹貢新解」(農業出版社、一九六四年)は、自らの説を述べる「第一篇 禹貢製作時代の推測」、諸先生との往復書簡である「第二篇 禹貢製作時代の討論」と、「禹貢」の諸課題を論じた「第三篇 禹貢新解」が中心である。
- (11) 史念海(一九二二〜二〇〇一年)。歴史地理学家。歴史地理研究所所長などを歴任。論文集に「河山集」一〜七集があり、「論『禹貢』的著作年代」は「陝西師大学報」(一九七九年三期)所載で、『河山集』第二集、及び『史念海全集』第三卷所収。
- (12) 王成祖『中国地理学史 先秦至明代』(商務印書館、初版一九八二年)。
- (13) 李長傳遺著、陳代光整理『禹貢积地』(中州書画社、一九八二年)。
- (14) 科学出版社、二〇〇〇年。
- (15) 上海古籍出版社、二〇〇六年。「禹貢」の成立については『禹貢』著成時代考』及び『禹貢』篇能否為戦国時人所偽造。多くのページを費やして緻密に論じているようだが、疑古派以来の「史料」そのものの検討がなされておらず、先祖返りと言える。
- (16) 一九二二年稿。『支那歴史地理研究 正編』(弘文堂書店、一九二八年)所収。
- (17) 「東亜經濟研究」六一(一九二二)。のち『研幾小録』(弘文堂、一九二八年)所収。『内藤湖南全集』七(筑摩書房、一九七〇年)。
- (18) 湖南はまた「尚書稽疑」(「支那学」一七(一九二四))。『研幾小録』所収)において、「今文尚書」は、「五誥を中心とした周公の言辞を主として書いた」ものがコアで、「呂刑」以下三篇は、後に加えられたものだろうとする。魯のことを述べる「費誓」が元々の「尚書」の終わりであったのが、齊に仕えた儒者が「呂刑」を、晋(魏)に仕えた儒者が「文侯之命」を、秦に仕えた儒者が「秦誓」をそれぞれ書き加え

たのだろうとする。そして、末尾だけでなく首篇にも、附加がなされ、「加上法」的に、周公以前の聖人が設定されていき、その治績に関わる文章が加えられていったのであり、「禹貢」もそのひとつであるという。この湖南の「今文尚書」成立史をよしとするならば、「禹貢」そのものにも「成立史」が考えられるのではないか。すなわち、先に述べたように、原「禹貢」は「九州説」と「導山・導水」からなっており、後に「五服説」が加えられた。「九州」についても、「爾雅」にはない「梁州」が「禹貢」に見られることには、「梁州」に近い地域に「尚書」が持ち込まれたときに、「梁州」が加えられたのではないか。

(19) 「史林」一八二、三、四（一九三三年）。『宮崎市定全集』三（岩波書店、一九九一年）。

(20) 平凡社、一九五九年。

(21) 成書年代ではないが、森鹿三は「禹貢を理解する立場」「日本史研究」(第七輯、一九四八)、のち『東洋学研究 歴史地理篇』(同朋舎、一九七〇)において、『禹貢』を理解する立場」として「経学的立場」と「史学的立場」があることを論じている。成書に関わる専論としては、桑田幸三「尚書『禹貢』について」(『彦根論叢』第一四四号、一九七〇)や高崎譲治「『論語』と『禹貢』における行財政制度の考察―夏商周代の経済制度を考古学的鑑定結果に照合させて」(『東日本国際大学研究紀要』第七卷第二号、二〇〇二年)などがあるが、妥当な新説を出しているものではない。

以上

(二〇一八年三月三〇日提出)

(二〇一八年四月五日受理)